



愛媛県報

発行 愛媛県

平成27年9月25日金曜日 第2710号

◇ 目 次 ◇

都市計画の変更(一部変更)(2件).....(都市計画課)... 955
 建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課)... 955
 土地改良区役員の就退任の届出(2件).....(中予地方局農村整備第一課)... 956
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....(")... 956
 開発行為に関する工事の完了.....(中予地方局建築指導課)... 956
 土地改良区連合役員の就退任の届出.....(南予地方局農村整備課)... 957
 建設業者の許可の取消し.....(南予地方局管理課)... 957
 道路の区域変更(一般国道441号).....(")... 957
 道路の供用開始(").....(")... 957
 道路の区域変更(県道奥浦白浦線).....(")... 957
 道路の区域変更(県道広見吉田線).....(")... 958
 道路の区域変更(県道吉田宇和島線).....(")... 958
 道路の供用開始(").....(")... 958

告 示

○愛媛県告示第1168号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。
 その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
 平成27年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画道路 3・3・8南堀端町市場線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 なし
 - 削除する部分 上吾川の一部

○愛媛県告示第1169号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。
 その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。
 平成27年9月25日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称
大洲都市計画道路 3・6・1 大洲徳森線
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分 大洲市田口及び若宮の各一部
 - 削除する部分 なし

○愛媛県告示第1170号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。
 平成27年9月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-26)第14299号	平成26年7月23日	菅鉄筋工事	菅 英明	新居浜市中村4-9-40	平成27年8月10日	鉄筋工事業	建設業の廃止
(般・特-23)第16395号	平成23年5月30日	(株)イージーエス	村上 正一	新居浜市新田町3-1-39	平成27年8月10日	建築工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業、塗装工事業 造園工事業	建設業の廃止
(般-26)第14295号	平成26年7月23日	越智電気通信工事	越智 政臣	西条市吉田599-1	平成27年8月11日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-23)第16954号	平成24年1月12日	丸重商事(株)	青野 日美	新居浜市田所町4-68	平成27年8月14日	建築工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-24)第8254号	平成24年4月13日	(有)行元プロパン住宅設備	行元 彦	西条市丹原町丹原169	平成27年8月20日	水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)

(般 - 22)第15861号	平成22年 12月7日	山口産業	山口 敏也	西条市壬生川641 - 5	平成27年 8月21日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般 - 25)第17265号	平成26年 1月27日	辻谷電気	辻谷 雅宏	新居浜市江口町18 - 48	平成27年 8月21日	電気工事業	建設業の廃止 (法人成り)

○愛媛県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 9月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地

○愛媛県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市荏原地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成27年 9月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	池 田 友 邦	松山市東方町甲1219番地
"	石 橋 大 仕	松山市津吉町130番地
"	光 田 勇	松山市中野町440番地 1
"	三 好 晶 一	松山市小村町296番地 2
"	末 松 久 忠	松山市大橋町132番地 2
"	吉 川 清 春	松山市小村町288番地 1
"	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	白 方 久 志	松山市上野町甲346番地第 2
"	平 岡 量 二	松山市恵原町甲819番地 1
"	渡 部 振 介	松山市西野町甲164番地 1
監 事	中 川 桂 一	松山市東方町甲444番地 3
"	宮 内 宣 昭	松山市中野町甲1208番地

○愛媛県告示第1174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成27年 9月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第22号 平成27年 9月14日	伊予市本郡字町田54番 1、54番11及び54番12	伊予市森甲 6 番地 1 社会福祉法人 朝風会 理事 越 智 一 博

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	石 橋 孝 臣	松山市東方町甲773番地 3
"	渡 辺 茂	松山市津吉町87番地
"	光 田 勇	松山市中野町440番地 1
"	三 好 晶 一	松山市小村町296番地 2
"	兼 頭 敏 夫	松山市大橋町61番地
"	吉 川 清 春	松山市小村町288番地 1
"	藤 岡 正 勝	松山市上野町甲70番地
"	栗 原 慎 一	松山市上野町甲1625番地 1
"	鈴 木 一 男	松山市恵原町甲1500番地 2
"	渡 部 義 博	松山市西野町甲142番地 2
監 事	平 岡 秀 明	松山市東方町甲960番地 4
"	石 原 廣 紀	松山市津吉町283番地

○愛媛県告示第1173号

東温市西岡土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成27年 9月25日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 東温市西岡土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 東温市西岡土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成27年 9月28日から10月26日まで

3 縦覧場所

東温市役所本庁

○愛媛県告示第1175号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用土地利用改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成27年9月25日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	川 上 吉 嗣	西予市明浜町高山甲1380番地

○愛媛県告示第1176号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成27年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 と な っ た 事 実
(般 - 22) 第 13149 号	平成22年 8月15日	菊茂組	菊池 茂雄	八幡浜市保内町宮内4 - 696 - 1	平成27年 8月14日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿2204番1地先から 同大字641番地先まで	旧	メートル 6.0~21.6	キロメートル 0.182	
			新	6.0~28.0	0.182	

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	441号	北宇和郡鬼北町大字大宿2204番1地先から 同大字641番地先まで	平成27年9月25日

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	奥浦白浦線	宇和島市吉田町白浦字小浦外266番1から 同町白浦字一ノ宮外619番1まで	旧	メートル 5.0~24.0	キロメートル 0.298	
			新	8.0~69.0	0.246	

○愛媛県告示第1180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	広見吉田線	宇和島市三間町宮野下603番1から 同町宮野下605番まで	旧	メートル 3.8～5.7	キロメートル 0.030	
			新	5.5～8.1	0.030	

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字新田甲208番36から 同市大浦甲55番3地先まで	旧	メートル 4.4～7.8	キロメートル 0.150	
			新	10.8～76.0 4.4～7.8	0.192 0.150	
"	"	宇和島市大浦甲55番3地先から 同市大浦字長浦甲4番9地先まで	旧	5.2～17.8	0.307	
			新	15.0～22.4	0.307	

○愛媛県告示第1182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年 9月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	吉田宇和島線	宇和島市大浦字新田甲208番36から 同市大浦甲55番3地先まで	平成27年 9月25日
"	"	宇和島市大浦甲55番3地先から 同市大浦字長浦甲4番9地先まで	"